

◎国民年金法等の一部を改正する法律

等の一部を改正する法律

(平成二十四年二月二六日法律第九九号)

一、提案理由(平成二十四年一月一日・衆議院厚生労働委員会)

○三井国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案と年金生活者支援助給付金の支給に関する法律案について、その提案の理由と内容の概要を説明いたします。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について説明いたします。

基礎年金の国庫負担割合については、平成二十一年度から平成二十三年度までは、臨時の財源を活用して、国庫負担割合を二分の一に引き上げましたが、長期的な負担と給付の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするためには、この基礎年金の国庫負担割合二分の一を維持することが必

要です。

また、公的年金制度と各種手当制度については、平成十二年度から平成十四年度までは、物価の下落にかかわらず年金額等を据え置く特例措置を講じてきました。世代間の公平を図るためには、この特例措置による年金額等の水準を、本来あるべき水準まで適正化していくことが求められています。

この法律案は、こうしたことに対応するため、平成二十四年度と平成二十五年度の基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするとともに、年金額等の改定の特例措置についての段階的な適正化を定めるものです。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、国庫は、平成二十四年度と平成二十五年度的について、三六・五%の国庫負担割合に基づく負担額のほか、年金特例公債の発行収入金を活用して、この額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額を負担することとしています。

また、国民年金保険料の免除を受けた期間について、平成二十四年度と平成二十五年度も、国庫負担割合二分の一を前提に、年金額を計算することとしています。

第二に、年金額の改定の特例措置に基づく年金額については、前年の物価変動率等を基準とする改定とあわせて、平成二十四年度は〇・九%、平成二十五年年度は〇・八%の適正化が図

られるような改定を行い、平成二十六年以降は、年金額の改定の特例措置は適用せず、本来の水準の年金額が支給されるようにしています。

また、年金と同様の特別措置が講じられてきた児童扶養手当等の各種手当についても、これに準じた改正を行うことになっています。

このほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うことになっています。

なお、この法律案については、基礎年金の国庫負担について、平成二十四年度と平成二十五年度は年金特例公債の発行収入金を活用することにしたことを受け、所要の修正を行っています。

以上が、この法律案の提案理由とその内容の概要です。

.....(略).....

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二十四年一月二五日)

○長妻昭君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

まず、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、平成二十四年度及び平成二十五年度における基礎年金の国庫負担割合について、年金特例公債の発行による収入金を活用した財源の確保により二分の一とする等の措置を講ずるとともに、年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準について、平成二十四年度から二十六年度の三年間で段階的に適正化しようとするものであります。

なお、本案は、去る七月三十一日、基礎年金の国庫負担の財源等について内閣修正が行われております。

.....(略).....

両案は、第百八十回国会に提出され、継続審査となっていたものであり、今国会においては、昨十四日三井厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

次いで、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対し、民主党・無所属クラブ・国民新党より、特例水準の年金額について、段階的に、平成二十五年十月分から一%、平成二十六年四月分から一%、平成二十七年四月分から〇・五%適正化すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、両案及び本修正案について質疑を行いました。

質疑終局後、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対し、みんなの党より、基礎年金国庫負担割合二分の一を確保する財源として年金特例公債を活用する旨の規定を削除すること、特例水準の年金額について、段階的に、平成二十五年四月分から一・三％、平成二十六年四月分から一・二％適正化すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、両修正案について内閣の意見を聴取した後、討論、採決を行った結果、みんなの党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、民主党・無所属クラブ・国民新党提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決し、年金生活者支援給付金の支給に関する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年一月一四日)

○岡本(充)委員 たいいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ・国民新党を代表して、

その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、年金額の改定の特例措置に係る規定を適用する期間の終期を平成二十七年三月末に繰り下げるとともに、年金額の改定の特例措置に基づく年金額の水準の適正化について、平成二十五年年度及び平成二十六年年度における適正化の割合を一・〇％に引き上げること。

第二に、児童扶養手当等の手当額の改定の特例措置に基づく手当額の水準の適正化について、平成二十五年十月から平成二十七年三月分までの適正化の割合を〇・七％に引き上げること。

第三に、年金額の改定の特例措置の段階的な解消等に係る施行期日を平成二十五年十月一日に繰り下げること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告

(平成二四年一月一六日)

○武内則男君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正す

る法律案は、第一に、平成二十四年度及び平成二十五年度における基礎年金に係る国庫負担割合を年金特例公債の発行収入金を活用して二分の一とすること、第二に、年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準について、平成二十五年度から平成二十七年にかけて段階的に適正化を図ること等を内容とするものであります。

なお、衆議院において、年金額等の特例措置の適正化を開始する時期を平成二十五年十月からに繰り下げること、特例措置に基づく年金額等の適正化の割合を変更すること等の修正が行われております。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための財源の在り方、特例措置に基づく年金額等の適正化の是非、福祉的な措置である給付金の支給の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局しましたところ、みんなの党を代表して川田龍平委員より、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための財源として年金特例公債の発行による収入金を活用する規定を削除すること、特例措置に基づく年金額の適正化の実

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

施時期を繰り上げること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より両法律案及び修正案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より両法律案に反対、みどりの風を代表して谷岡郁子委員より両法律案及び修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。